

# 福祉文教常任委員会会議録

令和6年6月18日

忠岡町議会

## 忠岡町議会福祉文教常任委員会会議録

日 時 令和6年6月18日（火）午前10時00分開会

場 所 委員会室

### 1. 出席委員

|              |       |
|--------------|-------|
| 福祉文教常任委員会委員長 | 三宅 良矢 |
| 〃 副委員長       | 河野 隆子 |
| 〃 委員         | 河瀬 成利 |
| 〃 委員         | 小島みゆき |
| 〃 委員         | 二家本英生 |
| 〃 委員         | 尾崎 孝子 |
| 議長（オブザーバー）   | 北村 孝  |

### 1. 欠席委員

なし

### 1. 出席理事者

|             |       |              |       |
|-------------|-------|--------------|-------|
| 町 長         | 杉原 健士 | 副 町 長        | 井上 智宏 |
| 町長公室長       | 立花 武彦 |              |       |
| 健康福祉部長      | 二重 幸生 | 健康福祉部次長兼保険課長 |       |
|             |       |              | 大谷 貴利 |
| こども課長       | 藤原 直臣 | 健康づくり課長      | 泉 亜希  |
| 福祉課長        | 武藤 優子 |              |       |
| 教育部長兼教育総務課長 | 村田 健次 | 教育部理事兼学校教育課長 | 石本 秀樹 |
| 学校教育課参事     | 黒木 謙太 | 学校教育課参事      | 村田 真隆 |

### 1. 本議会の職員

|      |       |
|------|-------|
| 事務局長 | 柏原 憲一 |
| 係長   | 酒井 宇紀 |

委員長（三宅良矢議員）

おはようございます。

委員の皆様方には、ご多忙のところご参集いただきまして、誠にありがとうございます。

ただいまより、福祉文教常任委員会を開会いたします。

（「午前10時00分」開会）

委員長（三宅良矢議員）

本日の会議は傍聴を許可しておりますので、よろしくお願いします。

委員長（三宅良矢議員）

本日の出席委員は全員ですので、委員会は成立いたしております。

委員長（三宅良矢議員）

会議録署名委員は、委員会条例第26条の規定によりまして、1番・河瀬成利委員を指名いたします。

委員長（三宅良矢議員）

開会に先立ちまして、町長より挨拶願います。

町長（杉原健士町長）

おはようございます。早朝より足元の悪い中、福祉文教常任委員会、全員出席いただきましてありがとうございます。

案件のほうは数少ないんですけども、いよいよ梅雨に入りまして、今日もえらくさんの雨で、また、大津川の水位が気になるところではございますけれども、また注意喚起を促しながら努めてまいりたいと思います。

いろんな案件ありますけれども、しっかりと説明しながら、賛同願いたいと思います。

以上でございます。ありがとうございました。

委員長（三宅良矢議員）

ありがとうございました。

去る6月13日の本会議におきまして、本委員会に付託を受けました議案4件の審査を行います。

それでは、これより議事に入ります。議案書に基づき議事を進めていきます。

説明者は、ページ数を言ってから説明をお願いいたします。

発言の際は、議員・理事者の皆さん、「委員長」と言っていただき、私がお名前をお呼びしてから発言いただきますよう願います。

また、発言者は、マイクのスイッチを押してから発言されますよう願います。

委員長（三宅良矢議員）

案件．令和６年第２回忠岡町議会定例会付託案件についてを議題といたします。

委員長（三宅良矢議員）

議案第３２号 手数料条例の一部改正についてを、担当課より説明願います。

福祉課（武藤優子課長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

武藤課長。

福祉課（武藤優子課長）

議案書の３５ページをお願いいたします。

議案第３２号 手数料条例の一部改正について、ご説明させていただきます。

議案書の３７ページをお願いいたします。また、お手元に配付しております資料、広域事業者指導課資料１－１も併せてご覧ください。

手数料条例の一部改正についてでございます。概要につきましては、指定介護予防支援事業者の指定を受けることができるのは、地域包括支援センターに限られていたましたが、全世代型対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律により介護保険法が改正され、令和６年４月１日から、指定居宅介護支援事業者も指定介護予防支援事業者の指定を受けることができるようになりました。

これに伴いまして、一つの事業所で指定居宅介護支援事業者の指定と指定介護予防支援事業者の指定の両方を持つ場合で、指定の更新申請を同時に行う際は事務が重複するため、更新申請に係る手数料を従来の介護と介護予防のサービス事業者の指定更新申請を同時に行った場合と同じ金額として定めるものでございます。

改正内容につきましては、第２条に第６９号を追加し、指定居宅介護支援事業者及び指定介護予防支援事業者の指定の更新申請を同時に行う場合の手数を１万円とするというものでございます。改正により町民への影響はございません。

資料１－２は、本改正の新旧対照表をつけてございますので、ご高覧いただけたらと思います。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

委員長（三宅良矢議員）

ご質疑をお受けいたします。

委員（二家本英生議員）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

二家本委員。

委員（二家本英生議員）

今回のこの改正で、指定居宅介護支援事業者のほうに指定介護予防支援事業者の指定を受けられることになっているんですけども、これによるまずメリットを教えてください。

福祉課（武藤優子課長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

武藤課長。

福祉課（武藤優子課長）

これまで介護予防支援というところで、要支援1、2の方の介護の計画ですね。プランの作成については、包括支援センターが全てを持つこととなっておりました。包括支援センターがまた再委託として事業所にプランをつくっていただくことはしていたんですけども、やはり包括の業務量としましては、負担がかなり大きくなっているものでございまして、それを予防支援を事業所が指定を取ることで、直接利用者さんと契約をすることで、包括支援センターを通さずに行うことができるようにすることで、包括支援センターの業務負担を軽減するというメリットがございます。

委員（二家本英生議員）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

二家本委員。

委員（二家本英生議員）

メリットを教えてください、地域包括支援センターの業務緩和ということが一番の目的であるということでもあります。それであれば、居宅介護支援事業者の方も、まず介護のケアプランを作れることになるんですけども、それで、影響については、町民に対しては影響はなしとなっているんですけども、事業者については、どのような影響があるのでしょうか、そこをお願いします。

福祉課（武藤優子課長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

武藤課長。

福祉課（武藤優子課長）

やはり、直接利用者の方とやり取りすることができるようになることで、いろんなやり取りの数が減るところが事業者の方にとってはメリットになることとお

ります。

委員（二家本英生議員）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

二家本委員。

委員（二家本英生議員）

それで、そちらのほうの影響はそういうことでお伺いしました。そうなってきますと、地域包括支援センターの役割なんですけども、今までは委託を出して、居宅介護支援事業者のほうに、そういったプラン、計画を立てることができるんですけども、今回は委託なしでもその計画を立てることができるとなった場合に、その計画の管理とか、そういう部分に関しては、やはりそれは今までどおり地域包括センターのほうできちんと見ていくということになるんでしょうか。

福祉課（武藤優子課長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

武藤課長。

福祉課（武藤優子課長）

この指定を新たに取っていただいて、直接事業所のほうにとはなるんですけども、ここについては、一定の包括支援センターの関与をするというところが定めとしてございます。ですので、やはりこういった方のプランを持っているのかであったりとか、支援のプランの内容を一定確認はさせていただきたいと思っているところですので、よろしく願いいたします。

委員長（三宅良矢議員）

他にございますでしょうか。

委員（河野隆子議員）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

副委員長。

委員（河野隆子議員）

今までは別々であったものが一つになって、手数料も1万円ということなんですけども、この更新というのは何年ごととかあるんですか。もう同じように1年ごととか、そんななんですか。

福祉課（武藤優子課長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

武藤課長。

福祉課（武藤優子課長）

5年になります。

委員（河野隆子議員）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

副委員長。

委員（河野隆子議員）

要支援は5年なんですね。5年ごとということでありました。

それで、添付書類が一緒ということなんですよ。なので、もう一緒にしてしまうということではよろしいんですか。

福祉課（武藤優子課長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

武藤課長。

福祉課（武藤優子課長）

同時に行った際は、添付の資料ですとか、重なるものは同じものを出していただけるというところですので、事務の広域事業所で指定の管理は行うんですけれども、そちらのほうの事務作業としましては、一度で済むというところで、手数料が一本化されるものでございます。

委員（河野隆子議員）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

副委員長。

委員（河野隆子議員）

そうしましたら、例えば予防支援事業者のプランというものは、直接包括を通さなくてもできるんだけれども、最終的には、そのプランはまた包括のほうに戻ってきてチェックはできるという考え方でよろしいですか。

福祉課（武藤優子課長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

武藤課長。

福祉課（武藤優子課長）

直接契約となった場合、必ず包括のほうに来るというものではありませんが、やはり一定の関与というところで確認のほうはさせていただける体制づくりはしていきたいと

思っております。

委員（河野隆子議員）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

副委員長。

委員（河野隆子議員）

分かりました。そうすると、この手数料とはちょっと別になってしまうんですけども、介護予防支援事業ですね。これ要支援1と2の方ということなんですが、なかなか事業者さんで単価の面で受入れができない、しないという、そういった苦情というものはないですか。

福祉課（武藤優子課長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

武藤課長。

福祉課（武藤優子課長）

やはり業務が多忙な事業所も多いので、なかなか受入れはしにくいというところもやはりお声としてございます。ただ、これまでどおり包括支援センターを通して委託でつくっていただくという形も残りますので、それは事業所のほうと包括支援センターで相談させていただきながら、無理のない形で委託等をさせていただきたいと思っております。

委員（河野隆子議員）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

副委員長。

委員（河野隆子議員）

そうしましたら、受けたいけども受けられないと、そういったことはないということですね。それだけ最後にすみません。

福祉課（武藤優子課長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

武藤課長。

福祉課（武藤優子課長）

介護のサービスを受けられたい方がプランの作成のところで受けることができないということがないように努めてまいりたいと思っておりますので、お願いいたします。

委員長（三宅良矢議員）



他にございますでしょうか。

(な し)

委員長（三宅良矢議員）

ないようですので、質疑を終結いたします。

続いて、討論を行います。討論ありますか。

(な し)

委員長（三宅良矢議員）

これで討論を終結いたします。

続いて採決を行います。

お諮りいたします。議案第 3 2 号 手数料条例の一部改正について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長（三宅良矢議員）

異議ないと認めます。

よって議案第 3 2 号は、原案のとおり可決されました。

委員長（三宅良矢議員）

議案第 3 3 号 忠岡町地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを、担当課より説明を求めます。

福祉課（武藤優子課長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

武藤課長。

福祉課（武藤優子課長）

恐れ入ります。議案第 3 3 号の改正についてのご説明させていただきますが、先に資料の修正をお願いしたいと思います。

お配りしております福祉課資料 1－1 でございますが、記載の表現にちょっと誤りがございました。申し訳ございません。

まず、概要のところですが、概要の下から 2 行目の「地域包括支援センター」と書いてございますが、こちらが「地域包括支援センター運営協議会」でございまして、すみません。運営協議会が欠けてしまっているものになります。

これと同じく、改正内容の 2 番、「包括支援センターの定義箇所の変更」という部分につきましても、「包括支援センター運営協議会の定義規定箇所の変更」になります。修正方よろしく願いいたします。申し訳ありません。

それでは、続いて、議案第 3 3 号 忠岡町地域包括支援センターの人員及び運営に関

する基準を定める条例の一部改正について、ご説明させていただきます。

議案書の４１ページと併せまして、先ほどご訂正いただきました福祉課資料１－１を併せてご覧ください。

本改正の概要でございますが、介護保険法施行規則及び指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部を改正する省令が令和６年３月２９日に公布され、地域包括支援センターにおける職員配置の柔軟化の対応を行うこと及び介護保険法施行規則改正に伴う地域包括支援センター運営協議会の定義規定箇所の変更の対応を行うこと等、所要の改正を行うものでございます。

改正の内容としましては、地域包括支援センターにおける職員配置の柔軟化としまして、センターの職員配置については、人材確保が困難となっている現状を踏まえまして、３職種、保健師その他これに準ずる者、社会福祉士その他これに準ずる者及び主任介護支援専門員その他これに準ずる者の配置は原則としつつ、センターによる支援の質が担保されるよう留意した上で、複数拠点で合算して３職種を配置することなど、柔軟な職員配置を進めることが盛り込まれたものでございます。

２番、地域包括支援センター運営協議会の定義規定箇所の変更につきましては、介護保険法施行規則の改正によりまして、条ずれがございましたもので、運営協議会規程箇所の条項の変更を行わせていただいたものでございます。

３番、主任介護支援専門員の定義の明確化としましては、主任介護支援専門員の研修の受講の必要性を盛り込んだ内容となっております。こちらの改正による町民の影響は、今のところ、忠岡町の包括支援センターは直営で１包括となっておりますので、地域の中で共同して職員配置の柔軟化を行うという体制になっておりませんもので、影響はないものと考えております。

説明は以上でございます。

福祉課資料１－２につきましては、新旧対照表をつけておりますので、ご高覧ください。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

委員長（三宅良矢議員）

説明は以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。

委員（二家本英生議員）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

二家本委員。

委員（二家本英生議員）

まず確認なんですけども、忠岡町の今直営でやられている地域包括支援センターなん

ですけども、3職種が必要ということなんですけど、専門的な人員というのは、なかなか確保できないという状況の中で、忠岡町の現状は今どうなっているんでしょうか。

福祉課（武藤優子課長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

武藤課長。

福祉課（武藤優子課長）

3職種全て充当している状態でございます。

委員（二家本英生議員）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

二家本委員。

委員（二家本英生議員）

分かりました。忠岡町の現状は、1か所で3職種全部そろっているということでした。

今のところ、改正による影響ということで、町民への影響はなしということだったんですけども、昨年、地域包括支援センターの民間委託ということもプロポーザルで出されて決まらなかった件もあります。忠岡町、今後そういった地域包括支援センターを民間事業として進めていく場合、当然、今回これに該当することもあるかと思います。その中で、例えば忠岡町単独で事業をすることがあればいいんですけども、近隣市で既にそういう事業を行っている民間事業の参入も考えられると思います。その際に、市町村の枠を超えて、その事業者が忠岡の地域包括支援センターの運営に当たって、複数の配置の対象になるのかどうかというのをまず教えていただきたいと思います。

福祉課（武藤優子課長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

武藤課長。

福祉課（武藤優子課長）

地域包括支援センターにつきましては、市町村が設置主体でございます。そちらは介護保険法で定められておるのですが、そこから委託して事業者が地域包括支援センターを担っていただくというところではできるんですけども、やはり地域の住民を包括的に支援することを目的とするというところではございまして、地域住民となりますと、忠岡町の住民の方を主体として考えることとなりますので、民間の事業者が入った際に、近隣の市町も持たれているという場合につきましても、基本的には忠岡町をメインとして、一つとして考えていただく形になるかと考えております。

委員（二家本英生議員）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

二家本委員。

委員（二家本英生議員）

忠岡町の考えは、もうそういうことで分かりましたけど、法的根拠ですね。国の法律的な根拠として、そういうのが定められているかどうかのちょっと確認をしたいんですけども、いかがでしょうか。

福祉課（武藤優子課長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

武藤課長。

福祉課（武藤優子課長）

国の法的根拠としましては、先ほど申し上げました介護保険法による「市町村が設置主体となり」というところ書かれておるんですけども、広域連合で実施されているところにつきましては、広域連合が保険者一つになりますので、そこがまずもって持つことになるんですが、その構成市町村が包括支援センターを持つことができるという規定がございます。広域連合をされているところにつきましても、やはり構成市町村それぞれで包括支援センターを持たれていますので、やはり一つで複数市町でまとまるというよりは、それぞれの市町で持つものであると考えております。

委員（二家本英生議員）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

二家本委員。

委員（二家本英生議員）

分かりました。そしたら、今のところ忠岡町としても、広域連合という形で持つことになったとしても、忠岡町で単独で地域包括支援センターを運営していく、民間事業者になったとしても、複数の配置ではなくて、もう忠岡町単独で考えていくということでよろしいですか。

福祉課（武藤優子課長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

武藤課長。

福祉課（武藤優子課長）

今後、またいろんな国の制度の状況ですとか、いろいろ変更点などが出てくることもあるかと思いますが、現時点では、忠岡町単独でという形で考えておりますので、よろ

しくお願いいたします。

委員長（三宅良矢議員）

他にございますでしょうか。

委員（河野隆子議員）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

副委員長。

委員（河野隆子議員）

資料のところの1－2のところなんですけど、第4条の（2）番のところですよ。ここで、前号の規定にかかわらず、地域包括支援センター運営協議会が地域包括支援センターの効果的な運営に資すると認めるときとずっと書いてあるんですけども、そこで、次のページの一番最後、ここが常勤の職員の委員数の基準は、前号のアからウということとは、さっき武藤課長がおっしゃっていましたが3職種ですね。保健師、社会福祉士、そして主任介護というのはケアマネのことだと思うんですが、この運営協議会が、前号アからウ、3職種の掲げる者のうちから2人とすると書いてあるんですけど、これは2人にできるという解釈でよろしいのでしょうか。

福祉課（武藤優子課長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

武藤課長。

福祉課（武藤優子課長）

こちらの規程が、先ほどから申し上げております複数拠点で合算して3職種を配置することができるというところの規定になるんですけども、包括支援センターの運営協議会で諮りまして、影響がない、正式に運営ができると認めた場合については、複数拠点で3職種を見ることができるようになりますので、一つの包括支援センターで2つ職種がいらっしゃれば、それで運営できるという内容のものになります。

委員（河野隆子議員）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

副委員長。

委員（河野隆子議員）

そうしましたら、先ほどの説明で、複数の市町で持つよりも、忠岡町一つですから、小さいまちですから、住民の顔も見えるということで、いろいろとご苦労もされていると思うんですけども、市町村をまたがって、複数の拠点、それを持つというのは今のところ考えていらっしゃるということでしょうか。

福祉課（武藤優子課長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

武藤課長。

福祉課（武藤優子課長）

そうですね。今のところですけども、忠岡町単体で1包括というところで考えてございますので、お願いいたします。

委員（河野隆子議員）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

副委員長。

委員（河野隆子議員）

今のところですから、この先どう変わってしまうのかというところがちょっと心配なところなんですけれども、ただ、改正後では、運営協議会が認めたら2人にできるということは、これもう一遍聞きますけど、2人とするというのは、複数の拠点というか、自治体をまたがった場合に、この条例が当たるという解釈でよろしいですか。

福祉課（武藤優子課長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

武藤課長。

福祉課（武藤優子課長）

複数の自治体がまたがるという話といたしますよりも、ほかの大きな市町であれば、包括支援センターが何か所もある場合もございます。その際は、2つ、3つの包括支援センターで合わせて3職種が配置していればよいという考え方になります。

委員（河野隆子議員）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

副委員長。

委員（河野隆子議員）

分かりました。すみません。大きい市でしたら何か所もありますからね、拠点が。分かりました。

それで、資料1－1のところの改正内容のところ、3番の主任介護支援専門員、これが今までなかったけれども、研修の研修が義務づけられたということが説明でありましたが、これは何年に1回これを受けないと資格がなくなると、そういった解釈でよろしいでしょうか。

福祉課（武藤優子課長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

武藤課長。

福祉課（武藤優子課長）

こちら、主任介護支援専門員の研修がございまして、こちらの研修をまず最初に受けられた日を修了してから5年になってくるんですけども、修了日から起算して5年を経過するごとに、経過するまでの間に受けないといけないというものになりますので、5年を経過すると失効するものになってございます。

委員（河野隆子議員）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

副委員長。

委員（河野隆子議員）

一度そういった資格の取得をしても、更新があるということで、今までこれ問題にもなった教師の問題も更新があって、もう免許の更新しなくて損失するという例も聞いているんですが、なかなかケアマネさんって、非常にハードで大変だというふうに思うんですけど、この5年ごと、それか5年以内に研修を受けないといけなくなったという、その根拠というか、なぜこうなったのかというところはお分かりでしょうか。分かりますか。

福祉課（武藤優子課長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

武藤課長。

福祉課（武藤優子課長）

国のほうの施行規則でも5年たちましたら、やはり介護制度ももろもろ変わってまいります。主任介護支援専門員となりますと、普通の介護支援専門員の方を束ねるといいます、そちらの方の支援をされたり、介護支援専門員の方の支援をするといえますか、やはり引っ張っていくような立場になられる方ですので、きちんとその都度、時代に合った研修を受けないといけないというところで、国のほうの施行規則で定められたものであるかと。恐れ入ります私見になって申し訳ないんですが、そういった考えでございます。

委員（河野隆子議員）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

副委員長。

委員（河野隆子議員）

分かりました。ありがとうございます。介護保険制度というのは3年ごとに変わりますんで、いろいろと内容も変わるということで、プラン立てるのも、いろいろとケアマネさんなんか大変だというふうに思います。ですが、これは国がこういうふうに来てきたんであれなんですけど、5年以内にいろいろと研修を受けないといけないということで、今でもケアマネさんが非常に不足しているというのも聞きますので、ちょっとそこが心配するところです。分かりました。

この条例が、今、武藤課長の説明で、忠岡町はやっぱりもう一つの拠点でやっていくということで、またがることはないということで、一番心配するのは、質の低下、サービスの低下にならないかということでありましたけれども、またがらないということで、そこら辺は担保していただけるんでしょうか、そこだけ最後をお願いいたします。

福祉課（武藤優子課長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

武藤課長。

福祉課（武藤優子課長）

サービスの質の低下は起こらないように留意して運営していきたいと考えておりますので、お願いいたします。

委員長（三宅良矢議員）

他にございますでしょうか。

（な し）

委員長（三宅良矢議員）

ないようですので、質疑を終結いたします。

続いて討論を行います。討論ございますか。

（な し）

委員長（三宅良矢議員）

これで討論を終結いたします。

続けて採決を行います。

お諮りいたします。

議案第33号 忠岡町地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

委員長（三宅良矢議員）

異議ないと認めます。



よって議案第３３号は、原案のとおり可決されました。

委員長（三宅良矢議員）

議案第３４号 令和６年度忠岡町一般会計補正予算（第２号）についてを、本常任委員会に係る部分についてのみ、担当課より説明願います。

こども課（藤原直臣課長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

藤原課長。

こども課（藤原直臣課長）

議案書の４３ページをお願いいたします。

議案第３４号 令和６年度忠岡町一般会計補正予算（第２号）について、福祉文教常任委員会に関するところのみ、ご説明させていただきます。

第１条は、歳入歳出予算の補正で、歳入歳出予算の総額にそれぞれ１億１７１万７，０００円を追加し、歳入歳出予算の総額を７７億５３３万３，０００円とするものでございます。

内容につきましては、事項別明細書によりご説明させていただきます。

４９ページをご覧ください。

歳入で、第１４款国庫支出金、第１項国庫負担金、第１目民生費国庫負担金で、補正額３，３９６万円は、児童手当負担金でございます。

第２項国庫補助金、第２目民生費国庫補助金で、補正額１４３万円は、子ども・子育て支援事業費補助金でございます。

第３目衛生費国庫補助金で、補正額８万３，０００円は、疾病予防対策事業費等補助金でございます。

次ページに参りまして、第１５款府支出金、第１項府負担金、第１目民生費負担金で、補正額３５１万６，０００円は、児童手当負担金でございます。

次ページに参りまして、第２０款諸収入、第４項第１目雑入で、補正額２，２６２万１，０００円は、ワクチン生産体制等緊急整備基金管理団体助成金他でございます。

次ページに参りまして、歳出で第２款総務費、第１項総務管理費、第９目電子計算費で、補正額１４３万円は、総合行政システム児童手当回収業務委託料です。財源としましては、子ども・子育て支援事業費補助金が全額交付されます。

次に、５４ページをご覧ください。

第３款民生費、第２項児童福祉費、第２目こども園費で、補正額１，０８１万１，０００円は、臨時保育士人材派遣業務委託料でございます。

第３目児童措置費で、補正額４，１０２万８，０００円は、児童手当拡充に係る関連

経費で、国、府の児童手当負担金において財政措置がなされております。

次ページに参りまして、第4款衛生費、第1項保健衛生費、第2目保健センター費で、補正額2,953万1,000円は、新型コロナウイルスワクチン接種関連経費及び健康管理システム予防接種回収業務委託料でございます。

なお、新型コロナウイルスワクチン接種関連経費については、ワクチン生産体制等緊急整備基金管理団体助成金で、1,952万1,000円が財政措置されております。また、健康管理システム予防接種回収業務委託料については、疾病予防対策事業費等補助金で、国基準額の3分の2の財政措置がなされております。

次ページに参りまして、第10款教育費、第2項小学校費、第3目学校給食費で、補正額134万2,000円は、給食用備品購入費でございます。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

委員長（三宅良矢議員）

ご質疑をお受けいたします。

委員（二家本英生議員）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

二家本委員。

委員（二家本英生議員）

まず、54ページのほうから質問させていただきます。

こども園費として、臨時保育士人材派遣業務委託料として、1,081万1,000円上がっています。まず、この費用について、人材派遣する期間と人数について教えてください。

こども課（藤原直臣課長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

藤原課長。

こども課（藤原直臣課長）

臨時保育士の人材派遣なんですけれども、令和6年4月1日から来年の令和7年3月31日までが1人と、もう1人が、令和6年4月1日から令和6年9月の末までということでございます。

委員（二家本英生議員）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

二家本委員。

委員（二家本英生議員）

期間と人数分かりました。2名については、もう4月から人材派遣使っていて、1名が9月末で、もう1名が来年の3月末までということで伺いました。

やっぱり臨時的な措置とは思いますが、やっぱり保育士の確保というのはなかなか難しい問題の中で、なぜ、今回こうやって人材派遣として、まずこういう業務を委託しないといけなかったのかというのが、ちょっとそこが問題になります。正職員で従来雇っていけば、やっぱりそれだけ、もし何かあった場合に対応ができたりするんですけども、なかなかそれがぎりぎりの範囲でやられているというのもあって、あとはいろんな事情もあると思います。そういった原因について、こども課としてはどのような考えをお持ちでしょうか。

こども課（藤原直臣課長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

藤原課長。

こども課（藤原直臣課長）

さきの議会の尾崎議員の一般質問の中でもあったんですけども、部長の答弁の中で、令和5年度の年度途中ですね。急遽、自己都合退職で辞められた方が3名出られたというところが、今回の募集に当たったところで、年度末ぎりぎりでしたので、なかなか募集のほうも、本来の期間、なかなか上げられなかったというところでございます。結果的には、募集をかけたんですけども、誰も通らなかったというところで、急遽、令和6年度で運営していく2名については、臨時職員を委託というところで雇ったところで

す。

以上です。

委員（二家本英生議員）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

二家本委員。

委員（二家本英生議員）

事情は分かりました。やっぱり保育士、子どもさんを預かれないというのが一番やっ

ては駄目なことなので、もう今回は臨時的に、本当に臨時的に人材派遣という形で保育士の確保に努められたと思います。

先ほども申し上げましたが、やっぱり人材の確保、保育士の方というのは、女性中心の職場になってしまいますので、様々な理由で退職とか休暇とか取ったりされます。そういった中で、やっぱり人員の確保というのはギリギリではなくて、やはりちょっと多めに取っていかないといけないという職場でもあるので、やっぱり今まで正職がギリギリでやっていること自体が問題ではなかったのかというのが一つ疑問にも思いますし、

当議員団からも、再三、正職の人数を増やしてほしいという要望の中でも、やっぱり今は無理ということで、そういう結果が今回それにつながったのかなとちょっと思っています。

その中で、今、忠岡町のほうで募集をかけていらっしゃると思うんです。ホームページにも出ていますので。2次募集まで一応今出て、8名ぐらいですか、今のところ面接、応募がまだ残っているということなんですけども、その8名も含めて、これから忠岡町が、もう今後この臨時保育士を人材派遣でするのではなくて、やはり正職としてやっていく、その問題解決に向けて、今後どのような対策をしていくのかということのも教えていただきたいと思います。

こども課（藤原直臣課長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

藤原課長。

こども課（藤原直臣課長）

募集につきましては、人事当局のほうと日々お話のほうはさせていただいてまして、実際この令和6年度につきましても、採用していただけるというところでの人数の確約はいただいております。職員さんが辞める辞めへんというのは、個別の事情とかもあると思うんですけども、我々一番考えるのは職場環境です。例えば、代休制度をよく取れるとか、そういったところに日々足を運んで、いろいろ調整のほうはさせていただいているところです。

以上です。

委員（二家本英生議員）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

二家本委員。

委員（二家本英生議員）

応募については、今年度も募集をかけているということで、これは引き続き、正職として雇っていただきたいと思います。退職については、やっぱり職場環境という話も先ほどおっしゃられたんですけども、職場環境を守るためには、やっぱりなかなか休みが取りにくい職場でもあります。やっぱり休みをある程度自由に取れるという環境をつくっていくためには、やっぱり職員の増員というのは必ず必要になってくると思うんです。やっぱりそこが今までちょっとできていなかった部分があるので、やっぱりそれが退職の理由になってるかも、あくまでもそれは想定になってくるんですけども、そういった部分もあると思いますので、やっぱりこの人材確保については、今まで会計年度の職員とか、そういった形で応募されていましたが、やっぱり正職員として雇っていかな

いといけないんじゃないかなということだけ指摘しておきます。

続きまして、55ページのほうです。

予防接種委託料として、先ほども説明ありました新型コロナワクチンの接種について、ちょっとお伺いしたいと思います。

新型コロナワクチンは、昨年5月から第5類になりまして、それで接種に関しても実費負担になることになりました。その際に、やはり定期接種ということで、65歳以上の方と60歳から64歳の方に対して、基礎疾患がある人に対しては助成金が出るということで国も対応していただけるんですけども、忠岡町として、今年度もワクチン接種は定期接種になってくるので、費用負担もあると思うんですけども、今のところ忠岡町は、自己負担というのはどれぐらいの金額で想定されていますでしょうか。

健康づくり課長（泉 亜希）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

泉課長。

健康づくり課長（泉 亜希）

今回のコロナワクチン接種の定期接種につきましては、近隣調査の上、自己負担といたしましては、3,000円を想定して今回の補正予算は計上させていただいております。

委員（二家本英生議員）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

二家本委員。

委員（二家本英生議員）

3,000円という設定なんですけども、インフルエンザのワクチンの接種でいくと、1,000円という話も聞いたりします。やっぱりそれに比べて、コロナワクチンの接種の自己負担分が3,000円という理由というのは一体何があるんでしょうか。

健康づくり課長（泉 亜希）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

泉課長。

健康づくり課長（泉 亜希）

こちら自己負担の決め方といたしましては、本町は、ワクチン代を元に計算させていただいております。今回の新型コロナウイルスワクチンのワクチン代と、あとお医者さんが打つときの手技料というものがかるんですけども、それをトータルいたしますと、年末現在では、その二つを合わせても7,000円程度というふうに国は試算して

おったんですけれども、そのときのワクチン代が国の示しによりますと3,260円だったんですね。年を明けてから、2月にもう一度厚労省がワクチン業者さんとの協議の上、発出した資料によりますと、手技料のほうとワクチン代を合わせて1万5,300円というふうに金額が高額になりました。そのうちワクチン代といたしましては、1万1,600円程度という見直しがあったことに対しまして、今回、歳入のほうの雑入のほうの負担軽減が入ることになったんですけれども、当初の昨年末時点のワクチン代の3,260円というものを、本町といたしましては、そこをキープしたいというふうに考えましたので、自己負担といたしましては3,000円という想定にしております。

以上です。

委員（二家本英生議員）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

二家本委員。

委員（二家本英生議員）

やっぱり値段の高騰があったから、もうなかなかインフルエンザのワクチン程度には抑えられずに、忠岡町としても、昨年末の時点の水準で実費負担していただくということで分かりました。

やっぱりそこはなかなか3,000円だから打たないとかというのもあるんですけども、やっぱりもともと実費部分が全部合わせて1万5,300円になっている値段が、やっぱりそこがどうしても問題になってくるんですけども、なかなか定期接種にかからない人が、じゃあ実際ワクチン接種するときに1万5,300円払うかってなったら、さすがにちょっと高額過ぎると思うんです。そういった中で、定期接種の条件というのが60歳以上64歳未満の方については基礎疾患を持っている人、それと65歳以上ということになっているんですけども、コロナがまだ感染がはやっていたときというのは、やっぱり40歳代とかでも基礎疾患を持っている方については、ワクチン接種の費用は優先的にしていくというのもありましたので、60歳から64歳という基礎疾患を持っている方の条件はあるんですけども、その辺について、忠岡町独自として、40歳から60歳未満の方で基礎疾患を持っている方、この方に対しても、できるだけ助成とかもしていただきたいなと思うんですけども、その点についていかがでしょうか。

健康づくり課長（泉 亜希）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

泉課長。

健康づくり課長（泉 亜希）

先ほど申しましたワクチン代といいますのも、1万5,000円というものは、2月

現在で厚生労働省で示された数字となっております。本日現在もそれがまた新たに数字変わりましたとか、そういうのも今のところ情報はございませんで、厚労省のほうも、先日までやっていたワクチンはオミクロン株になるんですけれども、今回のワクチン助成の対象とする株につきましても検討中の段階となっておりますので、その金額につきましても変更があるかもしれないので、もう少し様子を本町といたしましては伺いたいという状況になっております。

お話しいただきました本町の独自のものというものにつきましては、そういった分もございますので、現在のところは考えてございません。

以上です。

委員（二家本英生議員）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

二家本委員。

委員（二家本英生議員）

ワクチン接種についても、特に新型コロナは変異性が高いというので、いろんなコロナが出てくると思います。やっぱりそういった中で、なかなか対応も難しいところではあるんですけれども、やはり基礎疾患持っている方に関しては、やっぱりそれが重症しないような形でしていけないといけないと思いますので、できれば検討をお願いしたいなと思って、これはあくまで要望でしておきますので、よろしくお願いします。

一旦終わります。

委員（河瀬成利議員）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

河瀬委員。

委員（河瀬成利議員）

すみません。先ほどから保育士の先生の人数が足らんということで、ちょっと私も知り合いが実際そこで働いている人から聞くんですけども、結構何か残業がかなり多くて、昼食も取れないような状態とか、そういうのをちょっと聞いたんですよ、生の声で。実際、今、二家本委員もおっしゃっていましたが、正職取れ、正職取れと言うのは簡単なんですけども、じゃあ、今の現状で聞きたいのは、何人正職がおって、人材派遣の人とかおって、それであと何人増やせば快適というか、そういう残業したりするのを解消できて、あと何人ぐらい募集かけて取ればいいのかというのは分かっているのでしょうか。

こども課（藤原直臣課長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

藤原課長。

こども課（藤原直臣課長）

5人から7人入れれば今の状況を打破できるかなと。ただ、やはり人間というのは、慣れたらそれ以上のことを求めますんで、そこで終わるかといったら、また違う話やと思いますんで、最低限5人以上は雇うべきかなというお話になると思います。

委員（河瀬成利議員）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

河瀬委員。

委員（河瀬成利議員）

実際、私も結構人事の仕事をよくしていたんですけど、結局何ていうかな、一本釣りとか、募集かけて、だからどういう広報に載せたりなんかしていると思うんですけども、実際、民間の今やったらビズリーチとかなんかあるじゃないですか、そんなところに募集かけたりというのは、そういうところ是可以するんですか、またやっているんですか。

こども課（藤原直臣課長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

藤原課長。

こども課（藤原直臣課長）

これはちょっと正職の話とは違うんですけども、会計年度につきましては、例えばチラシのアイデムのほうに募集載せさせていただいたりとか、今回、正職のところの募集で、我々職員が動かしてもらったのは、大学とか専門学校のほうに直接電話で、忠岡町のホームページを見ていただきたいかいいうところの願いはさせていただきました。

委員（河瀬成利議員）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

河瀬委員。

委員（河瀬成利議員）

実際、町長からもちょっと話あって、誰かおらへんか、誰かおらへんかと前から言われているんですけど、結構知り合いで、そういう保育所の資格持っている人、今現在働いてる人とかはいるんですけども、そういうところに藤原課長が直接訪問に行って、一本釣りとかということは、そういうことはできるんですか。

こども課（藤原直臣課長）

委員長。



委員長（三宅良矢議員）

藤原課長。

こども課（藤原直臣課長）

なかなかその一本釣りというのができるのかと言われますと、難しいところがあるか  
と思います。もちろん採用については、テストとかいうのもありますので、応募してい  
ただく、声かけはできるのかなというふうに考えております。

委員（河瀬成利議員）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

河瀬委員。

委員（河瀬成利議員）

それは公務員だから、そういうことができないということなんですか。民間だったら、  
ちょっと訪問して入ってくれやとか、こうできるんですよ。だから公務員というか、制  
度というので、それは分からへんかったらちょっと調べてもうたらいいいねんけども、そ  
ういうのは可能だったら、どんどんしてもらおうようにしたらいいと思うんですけど、こ  
れ中定課長いらっしゃるんで、その辺のところどうですか。

町長公室次長（中定昭博）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

中定次長。

町長公室次長（中定昭博）

今ご質問いただきました。我々公務の現場では、一本釣ということはできません。公  
平に募集をして競争試験を受けていただいてということがありますので、町長が河瀬委  
員におっしゃっているのも、応募を促すという意味でお願いしているところでございま  
す。

委員（河瀬成利議員）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

河瀬委員。

委員（河瀬成利議員）

分かりました。実際、私が言いたいのは、もっと真剣なれやと。正職増やせとか言う  
だけじゃなくて、実際のところ、うちの横の人でもピアノ弾いている人がやったら、そこ  
の親御さんにどうやと、こんなんあるでとか言うているわけなんですけども、応募して  
ほしいというのを言っているわけなんですけれども、その辺のところ、やっぱり生の  
声を私聞いていますんで、結構しんどいみたいなことを、結構大変やと。子どもの数を

減らすわけにはいかんし、待機児童をつくってもいかんし、それもうちょっと我々も協力しますんで、何かあれば。忠岡町のことやったら大体、把握できていますんでね。どこそこの子がどんなんや、こんなんやというのは分かるんで、またそのときあれば、声かけてやってもらえれば協力いたしますんで、よろしくお願いします。

委員長（三宅良矢議員）

他にございますでしょうか。

委員（河野隆子議員）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

副委員長。

委員（河野隆子議員）

今、先生が3月末で辞められて、人員不足というご説明でありましたけれども、今、待機児童はいないということでいいのでしょうか。

こども課（藤原直臣課長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

藤原課長。

こども課（藤原直臣課長）

ゼロでございます。

委員（河野隆子議員）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

副委員長。

委員（河野隆子議員）

大体、待機児童というのは、隠れ待機児童もいますけれども、4月の時点では、毎年ゼロだというご報告があります。ただ、10月あたりから、だんだん待機児童が出てくるんですよ。それが例年いつも同じようになっていると思います。

今回、これ先生が辞められたということで、募集を今かけているということでありますけれども、今回のことじゃなくて、もうずっと数年前から、やっぱり先生の不足ということは、是枝議員も指摘もしたし、それから、当時0歳児が2人待機児童おって、部屋はあるけど先生がいないと、そういった状況もあったと思います。

今、東忠岡保育所が幼稚園と一緒にあって、こども園になっていますけれども、一緒になるときに、下の忠岡保育所の先生、正職員の方がこっちに来られるということで、やっぱり待機児童を出してはいけないということで、やっぱり先生ちゃんと雇いなさいと、確保しなさいと、そういう指摘もさせていただいたけれども、その当時、やっぱり

忠岡保育所から先生がこっち来るんで、最初に余ってくるから、もう募集はしめんと、そういった答弁も当時されました。

なので、やっぱりこの今回のことだけじゃなくて、ずっと忠岡町の体制というか、考え方として、やはり現場の先生は、男性の方もいらっしゃいますけど、若い女性の方が多いということで、やはりそこで出産もされて、やっぱり育児休暇も取られるというところで、そこで穴が空くと。そういったことはもう絶対考えられることなんで、やっぱりこれは忠岡町で再発防止というか、毎年毎年こうやって雇って、自転車操業と言ったらちょっと言葉悪いですけども、そういった状況ではなくて、やはりちゃんと今後の採用計画というのは作らなあかんというふうに思うんです。いかがでしょうか。

町長（杉原健士町長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

杉原町長。

町長（杉原健士町長）

言われていることはよく分かることなんですけど、今、河瀬委員も言いましたように、スリーピングですね。保育士の免許は持っているけども、採用まで至らないというんですか、他の仕事をしているような方々もおりますし、もうこれは全国的な問題もありますし、どないしても、応募かけても来ないというのもありますし、先ほど二家本委員も言っていますように、正職、正職と言っても、公務員になりたくないような若い人も増えているというのかな、やっぱりそういう時代の背景というのもあるんで、正職の割合で言えば、忠岡町、先ほど河野委員も言っていますように、下から上だけが直営になりましたんで、数は増えているんで、割合から言うたら、7割ぐらいの正職率ですんで、近隣の泉大津なんかに比べれば、正職の数は断然多いんです。

そやから、どないしたらいいんかっちゃうところは、対策というのは、自分らそのスタッフの中で働き方改革をやってもらおうとか、いろんなことで上手いこと雇うというような形のルールをつくるとか、いろんなことをもう一回根本的にやらんと、何ぼ取ったは取ったでも辞めていかれたら一緒なんで、それプラス時給かな、やっぱり時給競争にも入っていると思うんですよね。それはちょっと値段上げたら来てくれるとか、例えばきついことを言えば、民間の場合は、ちょっと耳挟んだところによれば、年度初めにある程度の契約をやり直して、先に何%か報酬を払ってしまうとか、何かそんなふうな裏技っちゃうんですか、そういうようなこともちょっとお聞きしていますんで、それに負けたりとか、それで雇い止めやないんですけど、もうリザーブするというんですか、そういうような形とか、そういうようなこともやっているんで、ごく一般的に、普通の正攻法で職員集めしたところでどうやねんというようなところもありますので、今回こういうふうにして集める、またふるいにかける前に、どないしていったらいいんかという

のは、根本的にもう一回洗い直してやっていかんと、普通の雇い方というんですか、普通の応募の仕方とか普通のルールで、何時から何時とかいうような形じゃなしに、ちょっと考えなあかん時期に来ているんかなと思います。

例えば、もう職場の中でも0歳児からは、あそこは私は見たくないんやと言うたら、そこにはあてがわないとか、もう0歳児ばかり見たい先生がおったら、もう0歳児ばかり見る先生をそこに集中させるとか、何か工夫やっていかなしょうがないんかなと思っています。せっかくいい建物できて、いい環境の中で、人員不足というのは非常に残念なことです。やっぱり職員の方も考えているんですけども、まだ産みの苦しみというんですか、認定こども園も、まだおぎゃあと生まれてまだ月日もたっていませんので、今が一番考えどころと思うんですけども、その辺もご理解願いながら、お互い知恵を出しながら頑張っていきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いしたいと思います。

以上です。

委員（河野隆子議員）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

副委員長。

委員（河野隆子議員）

町長のお話を今聞かせていただきました。残業が多かったりとか、いろいろと保育所の先生というのは、外遊びもあつたりで大変なお仕事というのは、勤められた先生からも私は話を聞いています。ですから、時間給の話も出ましたけれども、せっかく上屋が大変立派なものが建ったけれども、中身が充実していないと、やはり困るのは働きたいけれども預けられないと、そういった待機児童も出てくるということで悪影響も出ますので、やはり今後ちょっと再発防止の採用計画というんですか、それは担当課とも練り上げていっていただきたい。そして、待機児童をなくすと、そういったことは要望しておきます。

委員長（三宅良矢議員）

他にございますでしょうか。

委員（二家本英生議員）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

二家本委員。

委員（二家本英生議員）

保育士の問題なんですけども、いろんな考え方というのは確かにあると思います。でもやっぱり教育として、子どもの子育てとして、やっぱりお金をかけるというのが一番

重要なことだと思っています。やっぱりお金がそこにかけないことには、人材も集まらないですし、そういったぎりぎりの中でやっている、やっぱりそういった根本的に考えるという中で、お金を使うという考え方はあるんでしょうか、町長お願いします。

町長（杉原健士町長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

杉原町長。

町長（杉原健士町長）

考え方というんか、ルール上、行ける方はやったらいいことであって、先ほどから言っておりますように、ほかのところに比べたら正職が7割おるということは多いということで、それかけたからいけているんかと言うたら、じゃないのかなと思うこともあるんで。というて、言うているように、会計年度でも雇っても、それはルール上、ちょっと値段上げるだけで人が雇えるようになったりとかいうのもありますので、それは臨機応変考えながらやっていきますけれども、今まで雇ったからいうて、正職を取ったからいうて、成功事例ばかり違いますので、不発弾も多いんで、いろんなことありますので、その辺も踏まえながら考えていきたいと思います。

委員（二家本英生議員）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

二家本委員。

委員（二家本英生議員）

今、不発弾という言葉があったんで、ちょっとどうかなと思ったんですけども、やっぱりお金をかける、かけないという問題もあります。やっぱりそういった中で、教育というか保育もそうですけども、やっぱりお金をかけていかないことには、ここの分野というのはなかなか充実していかないところがあります。いろんなやり方があるとは思いますが、最終的には正職の数もそうです。それが会計年度任用職員で対応するのもそうなんですけども、やっぱり人が必要なんです。こういう現場というのは。その人を雇うためには、やっぱりそれなりの予算を出さないと、当然、職場環境もよくなりませんし、そういったことも含めて、根本的に全部見直していただければ、今後検討はしていただきたいと思いますが、やっぱり現状の予算の中で進めていく、それでお金使わないで何か考えていく、それは1個の知恵かもしれませんが、やっぱりそれだけではどうしても進んでいかないという現状も今まであったと思うんです。そこはちょっと根本的に考えていただきたいなと思っています。これはあくまでも要望にしておきます。

町長（杉原健士町長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

杉原町長。

町長（杉原健士町長）

お金使わんへんとか、そんなん言うてるん違いますよ。いや、根本的にと言われたら、根本的にはいろいろなことをグローバルに考えていますから、クリーンセンターの問題からいろいろ財源が生まれたりとかいうことも考えていますから、全体的に考えたら、忠岡町はどういうふうにして運営していくのかというのもしっかりと考えながら、それは当然、子育て世代の人には取り合いにならんように、忠岡町で住み続けたい、住んでみたいというような形のものは、それは根本的にはしっかりと考えているつもりですので、よろしく願いしたいと思います。

委員長（三宅良矢議員）

他にご意見、ご質疑ありますか。

委員（河野隆子議員）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

副委員長。

委員（河野隆子議員）

ワクチン接種なんですけれども、先ほど負担額が65歳以上3,000円ということでありましたけれども、やはり3,000円が高いか安いかというと、一般で言うと、私は高いというふうに感じています。コロナ、今もうテレビで何人感染したかということとは言わなくなりましたけれども、やはりコロナの感染者というのは、私の親戚とかも今かかって休んでいますけれども、結構まだまだ収まっていないということで、それで、ワクチンの株も今研究中やということで、また新しい株も増えると感染率も高くなるんじゃないかなというふうに心配しています。

65歳以上という方は、大体インフルエンザ、そこはちょっと負担が安いということで打つ方が非常に多いので、それプラス、コロナが3,000円ということは、非常にやっぱり負担率が高いというふうに思うんです。ですから、やはりコロナの感染者を広げる、それを防ぐためにも、命を守ることが忠岡町の責務でもありますから、やはり負担を下げると。やっぱり忠岡町が身銭を切るという形になりますけれども、そこはぜひちょっと検討していただきたいというふうに思うんです。この件についてはお答えいただけますか。

健康づくり課長（泉 亜希）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

泉課長。

健康づくり課長（泉 亜希）

コロナワクチン接種につきましては、秋からスタートするものになりますので、今後の動向も踏まえながら検討するという形でさせていただきたいと思います。

委員（河野隆子議員）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

副委員長。

委員（河野隆子議員）

ぜひ検討をお願いいたします。よろしくお願いします。接種の普及率が少しでも伸びるように検討をお願いしたいというふうに思います。

委員長（三宅良矢議員）

他にございますでしょうか。

議長（北村 孝議員）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

すみません、1点だけ。まだ先のことなんですけど、先ほど保育士さんの確保ということちょっと議論されていまして、国では、2026年度には、誰でも通園、就労に関係なく預かるという事業が展開されますね、今のところ。詳細についてはちょっと私もまだ分かっていないんですけど、聞いていると、福祉の確保の部分でかなりご苦労、うちだけではないというのは町長も私も十分承知しておりますけど、この辺について大丈夫かなという話を聞いていて思ったんですけど、どうなんですか。2年あるといったら2年あるんですけど、そのために今からもう準備もせなあかんかなと思ったりもするんですけど。

こども課（藤原直臣課長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

藤原課長。

こども課（藤原直臣課長）

大阪市内のほうで、今年夏場から何かやるというところも情報入ってきていますんで、どういったことをしていくのかというあたりをちょっと見定めていきたいなというふうに思っております。

議長（北村 孝議員）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

よろしくお願いします。

委員長（三宅良矢議員）

他にございますか。

委員（河野隆子議員）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

副委員長。

委員（河野隆子議員）

児童手当の負担金がそれぞれ出ているんですけども、こども課の資料1で、児童手当の拡充についてという資料を頂いております。そこで支給対象が、一つは中学校終了までが高校生まで、18歳の到達と書いているのと、あと所得制限が今まであったんですけども、所得制限なしというふうになると書いてあります。ここで所得制限なしで、今まで受給されていなかった方というのは、人数はどれぐらいなんでしょうか。

こども課（藤原直臣課長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

藤原課長。

こども課（藤原直臣課長）

人数のほうは把握しておりません。

委員（河野隆子議員）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

副委員長。

委員（河野隆子議員）

人数把握していない。もうこれ今年の10月から始まるんですけども、今の時点で人数が把握できていないとはなぜなんでしょうか。

こども課（藤原直臣課長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

藤原課長。

こども課（藤原直臣課長）



まだちょっと業者のほうと、この議案が通ってから契約させていただいて、実際の数値のほうを見込んでいくんですけども、今の時点では、超概算というところで金額のほうを上げさせていただいています。

以上です。

委員（河野隆子議員）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

副委員長。

委員（河野隆子議員）

そしたら、そこで人数がまだ把握できていないということで分かりました。それで、これは子ども・子育て支援金という形で、いろいろとこういった施策があるわけなんですけども、財源のほうがあとの資料に載っているんですが、結局は、町のほうの負担というのは、すみません、ちゃんと見ていなくて。どうなるんでしょうか。

こども課（藤原直臣課長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

藤原課長。

こども課（藤原直臣課長）

議案書の54ページ、そこで一般財源のところで、54ページの真ん中の3目の児童措置費の財政額の財源内訳のところで、一般財源というところがあるかと思うんですけども、この金額でございます。355万2,000円。

委員（河野隆子議員）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

副委員長。

委員（河野隆子議員）

分かりました。350万円ほど忠岡町の一般財源、一般会計から出るということでもありますけども、そもそも、この子ども・子育て支援金、国・府と書いてありますけれども、大まかな財源という、その中身ですね。それは、そもそもこの財源を生み出すのに、国はどういったことを今後するというふうに、それはご存じでしょうか。

委員長（三宅良矢議員）

副委員長がご存じの上での質問なのか、ご存じない上での質問なのかどちらですか。

それやったら、もう副委員長が答えていただけますか。

委員（河野隆子議員）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

副委員長。

委員（河野隆子議員）

資料を見ると、国民健康保険とか社会保険、こういったところが年収によって違うんですけれども、200万円やったら月額250円なので、国保で400万円やったら550円、600万円やったら800円というふうに、これ月ですよ。それで、こういった負担増になるということが発表されているわけなんです。こども家庭庁が資料を出しています。なので、国からお金出る、府も出る、町からも出るということで、頂けるといって非常にいいことしているみたいなんですけれども、元をたどれば、こうやって自分たちが負担をしていかないといけないということが、これ問題だというふうに思います。その点についていかがですか。そこはご存じなかったですか。

健康福祉部（二重幸生部長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

二重部長。

健康福祉部（二重幸生部長）

今のお話ですが、当然我々としては把握はしておりますが、そのあたりは、国会答弁でも岸田首相のほうもずっと言っていますけれども、負担増になった部分に関しては、所得が上がっていくというところで相殺されるというふうに答弁されていると思うんですけれども、我々としては、そういうところで各国民の負担には、直接的にはつながっていかないというふうに理解させていただいておりますので、よろしくお願ひしたいと思っています。

委員（河野隆子議員）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

副委員長。

委員（河野隆子議員）

そうしましたら、負担増にはならないけど相殺ということで、プラス・マイナス幾ら自分たちに入ってくるのか、少子化対策でこういったこともあるんでしょうけれども、それがご家庭に幾ら反映されるのかというところは、ちょっと不明確であるというところは分かりました。結構です。

委員長（三宅良矢議員）

質疑なのか、何かの回答を求めるんやったら、何かの回答を求めるということで明確にご質疑いただきたいんです。今のをちょっとお聞きしますと、向こうがどう答えたらいいかが僕もちょっと分かりにくい。そこはしっかりと明文化してください。お願ひし

ます。

委員（河野隆子議員）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

副委員長。

委員（河野隆子議員）

ですから、国会でそういう答弁があったということを二重部長おっしゃいましたけども、負担増にはならないけども相殺されるということで、こうやって、こども未来戦略ということで、子どもさんがいらっしゃるご家庭にいろんな支給がされるけれども、相殺として、結局はこんな保険料とかで負担させられるわけですから、これが本当に中身がいいものかというところは、最後にお考えだけお願いいたします。

健康福祉部（二重幸生部長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

二重部長。

健康福祉部（二重幸生部長）

それは、今までも消費税が上がったりとか、いろんなことで社会保障費の財源として使われてきたというような経過があると思います。今回、異次元の子育て施策に対しての、今回、児童手当の大幅な拡充というようなことも考えてくれているんやとは思いますが、そのあたりは、我々としては、これはもう国の制度として下りてきているものでありますので、そこに関しては、その制度を把握した上で、粛々と児童手当の支給という形で努めてまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくをお願いいたします。

委員長（三宅良矢議員）

他にございますでしょうか。

（な し）

委員長（三宅良矢議員）

ないようですので、質疑を終結いたします。

続いて、討論を行います。討論ございますか。

（な し）

委員長（三宅良矢議員）

これで討論を終結いたします。

続いて採決を行います。

お諮りいたします。議案第34号 令和6年度忠岡町一般会計補正予算（第2号）について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

委員長（三宅良矢議員）

異議ないと認めます。

よって議案第３４号は、原案のとおり可決されました。

委員長（三宅良矢議員）

議案第３５号 令和６年度忠岡町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第１号）  
についてを、担当課より説明を求めます。

健康福祉部（大谷貴利次長兼保険課長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

大谷次長。

健康福祉部（大谷貴利次長兼保険課長）

議案書の５９ページをお願いいたします。

議案第３５号 令和６年度忠岡町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第１号）  
について、ご説明申し上げます。

令和６年度忠岡町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正第１条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ２３６万５，０００円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ１９億６，４４０万４，０００円とする。

第２項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第１表 歳入歳出予算補正による。

それでは、令和６年第２回定例会予算に関する説明書の５ページをご覧ください。

今回の補正は、令和５年１２月２２日に健康保険証の廃止を定めるマイナンバー法等の一部改正法の施行期日を令和６年１２月２日とする施行期日政令が閣議決定、公布されたことに伴い、マイナンバーカードを保持していない被保険者に対し、健康保険証の代わりに資格確認書を取得する対応、マイナンバーカードを利用して、滞りなく病院で受診ができるよう正確な被保険者情報を送付する対応及びマイナンバーカードと健康保険情報のひもづけが正確に行われていることを通知する加入者情報を被保険者に送付する対応のために必要なシステム改修を行うものであります。

内容につきましては、事項別明細書により、ご説明申し上げます。

議案書の６２ページをお願いいたします。

歳入につきまして、第３款 国庫支出金、第１項 国庫補助金、第１目 制度関係業務事業費補助金で２３６万５，０００円の追加で、内訳は、国保制度関係業務事業費補助金でございます。

次に、議案書の６３ページをお願いいたします。

歳出につきまして、第１款 総務費、第１項 総務管理費、第１目 一般管理費で補正額２３６万５，０００円の追加で、内訳は、国民健康保険システム改修委託料でございます。

説明は以上でございます。どうぞご審議のほどよろしくをお願いいたします。

委員長（三宅良矢議員）

質疑をお受けいたします。

委員（二家本英生議員）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

二家本委員。

委員（二家本英生議員）

まず最初に、法改正によって、今年の１２月２日から保険証が廃止されるということで、その前に資格確認書を出力するためにシステム改修が必要ということで、今回の補正予算が出されていると思うんです。まず、そのシステムの中身についてちょっとお伺いしたいと思います。

まず、資格確認書についてなんですけども、資格確認書、当然マイナンバーカードを持っていない人、そして、マイナンバーカードを持っているんですけど、マイナ保険証として連携してない方、そういう方がいらっしゃると思います。忠岡町は、この資格確認書の送付について、前は何か国会の中でも申請しないともらえないという話だったんですけども、忠岡町では、どういう形で交付するようになるのでしょうか。

健康福祉部（大谷貴利次長兼保険課長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

大谷次長。

健康福祉部（大谷貴利次長兼保険課長）

本町では、マイナンバーカードをひもづけ、持っているだけではなく、ひもづけは絶対必要ですので、全くそういった持っていない方、ひもづけされていない方につきまして、こちらのほうから送付をするというやり方になります。

委員（二家本英生議員）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

二家本委員。

委員（二家本英生議員）

そうしましたら、ひもづけされていない方に対して、役場のほうから全員送付という

形ということで分かりました。

その資格確認書です。資格確認証の有効期限なんですけども、国のほうは、一応5年を超えない期間で定めることができると言っていたんですけども、ただ、この期間については、各保険者が決定するということになっているんですけども、忠岡町は、その資格確認証の期限についてはどのようにお考えでしょうか。

健康福祉部（大谷貴利次長兼保険課長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

大谷次長。

健康福祉部（大谷貴利次長兼保険課長）

大阪府の国保の運営方針におきまして、毎年8月から7月までの1年間とするということで現在のところ決まっております。

委員（二家本英生議員）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

二家本委員。

委員（二家本英生議員）

ということは、忠岡町も8月から7月に基づいて、基本的な資格確認書は、期限は1年ということでよろしいですか。

健康福祉部（大谷貴利次長兼保険課長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

大谷次長。

健康福祉部（大谷貴利次長兼保険課長）

詳細につきましては、いろいろ経過措置の期間とかございますが、基本的には1年ということでご認識いただいて結構でございます。

委員（二家本英生議員）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

二家本委員。

委員（二家本英生議員）

そうしましたら、システム改修ということなんですけども、国のほうがもう12月2日で紙の保険証は廃止ということ言っています。これはあまりにも無謀なやり方やと思うんですけども、じゃあ、そのシステム改修ですね。12月2日から忠岡町は対応はできるのでしょうか。多分、各市町村も同じような形でやられると思うんで、一部にはこ

の１２月２日にシステム改修が間に合わないという話も出ています。そういった中で、やっぱり移行してしまうと資格確認書がもらえないという方も出てくる可能性あるんですけど、その点についての忠岡町の対応はいかがでしょうか。

健康福祉部（大谷貴利次長兼保険課長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

大谷次長。

健康福祉部（大谷貴利次長兼保険課長）

うちのほうの今面談のほうでもその辺は確認しております。作業工程としましては、順次３つ作業がございますので、１つずつ順序立てて作業を進めていくことによって、１２月２日に間に合うような形で作業を進めることになってございます。

委員（二家本英生議員）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

二家本委員。

委員（二家本英生議員）

じゃあ、忠岡町の認識としては、もう１２月２日には間に合うという計算のもとで進めていくということですよ、答えは。分かりました。

そもそも国保の事業なんですけども、国保の事業というのは市町村にありますよね。その箱元は忠岡町であるんですけども、資格確認書についての発行についても、発行する・しないというのは、現状の健康保険証をそのまま使うというパターンも考えられると思うんですけども、忠岡町では、やっぱり資格確認書を発行して、紙の保険証を廃止するという形に進んでいくということによろしいのでしょうか。

健康福祉部（大谷貴利次長兼保険課長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

大谷次長。

健康福祉部（大谷貴利次長兼保険課長）

現行、紙の保険証につきましては、忠岡町の場合、今年の１１月１日から来年の１０月３１日までの有効の紙の保険証ですね。こちらを発行することが今回の最後の発行ということになります。ですので、来年の１１月１日以降につきましては、もう保険証というものが完全になくなってしまふようになってしまいますので、あくまでも、これは国が決めたスケジュールにのっとって、もちろんこれ本町だけではなく、各保険証を発行している保険者も含めての話なんですけども、来年の完全廃止、令和７年１２月２日が完全廃止と期日となってございますので、それに向けて着々準備を進めていく

ということでございます。

委員（二家本英生議員）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

二家本委員。

委員（二家本英生議員）

そしたら、忠岡町としては、当然、国の施策に基づいて、忠岡町独自の紙の健康保険証は維持するのではなくて、資格確認書ということで対応するということですね。分かりました。

やっぱりちょっとこれについては様々な問題があって、ちょっと前では、医療機関で照合した内容が合っていないとか、そういった問題がやっぱり数多くあります。そういった中、例えば、今までだったら健康保険証が1か月に1回提示すればよかったところを、今回マイナ保険証をすることによって、毎回窓口に持っていけないといけない、そういった確認が必要になってくるということで、やはり高齢者の方は特に病院に通院される方も多いと思います。そうやってきたら、今まで健康保険証は月1回持っていってらよかったところだったんですけども、マイナ保険証となってくると、やっぱり常に持ち歩かないといけない状況にはなってくると思います、そうなってくると、やっぱり紛失のおそれとかあったりするので、紛失のおそれがあるということは、個人情報漏えいにもつながるということで、マイナンバーカードを持たない人も確かに多くなってきています。やっぱりそういったことも考えて、紙の保険証、特に資格確認書と紙の保険証って機能的にはほとんど変わらないんですね。であれば、別に今の資格確認書を新たに発行するのではなくて、紙の保険証のままでそのままいけば全然問題ないかなと思うんですけども、忠岡町はその辺あたりの見解はどうでしょうか。

健康福祉部（大谷貴利次長兼保険課長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

大谷次長。

健康福祉部（大谷貴利次長兼保険課長）

マイナンバーカードで、もう既に健康保険証として利用できる方以外の方につきましては、先ほど言いましたように、資格確認書をこちらのほうから交付するということになってございます。ただ、マイナンバーカードを現にお持ちの方であっても、例えば医療機関側のほうが、まだマイナンバーの対応が難しいであったりとか、いろんな条件、各種いろんなことが今後も発生することも想定されますので、そういった場合は柔軟な対応、資格確認書をそういった方にも交付するということも一応可能であるというふうな見解もございますので、そこはちょっと事例をまた今後検討していきながら、確認は



していきたいなというふうに考えてございます。

副委員長（河野隆子議員）

質問させていただきます。すみません。

まず、この補正予算についてでありますけど、この中身なんです。これが今の説明で3つ、この補正予算の内容で3つあったと思うんですけど、一つが、資格確認書を出力する対応、それから2つ目が、マイナンバーカードを利用して滞りなく病院で受診できるよう正確な被保険者情報を送付する対応、それから3つ目が、マイナンバーと健康保険情報のひもづけが正確に行われていることを通知する加入者情報を被保険者に送付する対応と、この3つの対応があるんですけども、ちょっと分かりにくいので、平たく説明していただけますか。

健康福祉部（大谷貴利次長兼保険課長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

大谷次長。

健康福祉部（大谷貴利次長兼保険課長）

まず1つ目、資格確認書の話ですが、これはもうそのとおりですね。今までこういった資格確認書というものはそもそもございませんでしたので、これを発行できるようにシステム側を改修をするというものでございます。

次に、マイナンバーカードを利用して、実際、医療機関のほうで医療を受ける際に、マイナンバーを通じて、その方の持っている保険者のいろんな情報ですね。そういったものがリアルタイムできちんと情報が引っ張ってこれるように機能を強化するという点がございます。昨年から、間違えた個人情報が入り込んだとかいろんな問題も起きておりますので、そういったところを払拭するための機能面の強化というふうな形になります。

3番目なんですけども、こちらは、既にマイナンバーカードお持ちの方で、健康保険証ともひもづけのお済みの方は、こういった方につきまして、本町の場合、10月中に最後の保険証を発送するんですが、その際に健康保険証を貼り付けてある台紙がございまして。その台紙の余白の部分にマイナンバーの下4桁を打ち上げまして、あなたのマイナンバーの情報を、こちらのほうとしましては、ここに掲げておりますので、その情報が正確かどうかということも確認していただいた上で、安心してマイナンバーカードを保険証として利用してもらうことを促す、そういったお知らせ文もここに同時に印字をしまして、そういった12月からのマイナンバーを保険証として利用していただくことに対して促していくような、そういった対応をするというものでございます。

委員（河野隆子議員）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

副委員長。

委員（河野隆子議員）

3つのことをすることによるシステム改修の委託料がこの金額ということでありまして、けれども、一つがマイナンバーカードを持ってない人、持っているけれども、ひもづけされていない人、それからあと、よそから転入したりとか、忠岡町内でも住所変更とかした方は、もう紙の保険証は発行されないということですか。もう資格確認書になるということ。

健康福祉部（大谷貴利次長兼保険課長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

大谷次長。

健康福祉部（大谷貴利次長兼保険課長）

12月2日以降に関しましては、忠岡町で転居された方であっても、よそから転入された方であっても、保険証のほうに関しましては、もう発行いたしません。

委員（河野隆子議員）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

副委員長。

委員（河野隆子議員）

今発行しませんとはっきりおっしゃいましたけれども、そもそも紙の保険証を持っていて、持っている方が、私ども紙の保険証ですけれども、そういった方が転入あり住所変更あり、それからマイナンバーカードを持っていない、転入、住所変更した方が紙の保険証を発行してくれと、今持っているからね。してくれと言うても、それはもう発行できないと、資格確認書になりますということになるということだけれども、その紙の保険証というのは、忠岡町が発行しているものですよね。ですので、できるというふうに思うんですけど、いかがでしょうか。本人の希望があれば。

健康福祉部（大谷貴利次長兼保険課長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

大谷次長。

健康福祉部（大谷貴利次長兼保険課長）

法改正に伴いまして、もう今年の12月2日以降については、それまでにもう既に交付済みの有効期間のある保険証については、その有効期間まで使うことができるんですけども、保険証を新たに発行するということが自体は、もうそれはもう廃止となって、代

わりにマイナンバーを利用していただくか、資格確認書を発行するというふうな形に切り替わります。

委員（河野隆子議員）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

副委員長。

委員（河野隆子議員）

私もそうですけれども、やっぱり紙の保険証は残してほしいと。マイナンバーのカードでひもづけしてほしいという方は、それはそれで自分の希望ですからいいんですけども、紙の保険証を置いておいてほしいという方はたくさんいらっしゃると思うんです。

今、厚労省のほうで、5月、6月、7月と、マイナ利用促進集中取組月間というふうに行っているらしいんですけども、いろんなことで今トラブルがテレビでも放映されていましたが、薬局とかお医者さんとか、マイナンバーカードを持っていたとしても、保険証とひもづけがされていなかったら、もう薬出せないということも言われたりで、その場でひもづけさせられたという話もあります。

ということで、非常にこの国のやり方、マイナンバーカードは普及率が随分上がってきたというふうには思います。いろんなポイントを付けたりしましたんで、大分上がってきたと思うんですけど、保険証にひもづけされている方は、全国でも6%ぐらいと。そやから、1億人の人口があって、みんなお医者さんにかかるから保険証というのは持っているんですけど、それをたった僅か来年の1年程度で全部マイナンバーカードにひもづけすると、非常にこれは乱暴なやり方だというふうに思うんです。

マイナンバーカード、法改正があるということをおっしゃっていましたが、マイナンバーカードというのは強制ですか。

健康福祉部（大谷貴利次長兼保険課長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

大谷次長。

健康福祉部（大谷貴利次長兼保険課長）

マイナンバーカードは強制ではございません。

委員（河野隆子議員）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

副委員長。

委員（河野隆子議員）

ですよ。任意です。ですから、作りたくない人は作らなくてもいいと、任意ですか

らね。ですので、そもそもひもづけして、この議案の中の補正は、12月で期限を切って進めていくと。これでマイナンバーカードを普及したいという考えがあるわけです。その先、暫定期間もあるけども、僅か2年ほどで廃止するという事で、非常に民主主義にも反しているというふうに思うんです。

ですから、やっぱりこれはもうマイナンバーカードを作らせるがために、もう無理やり保険証をひもづけしたら、もう全員もう作らないと仕方がないと、そういうふうに今後なっていく可能性があるわけです。なので、これはもう国の嫌がらせとしか私は思いません。やっぱり紙の保険証は置いておくべきだと。病院自体でも、お医者さんなんかでも、マイナカードと、それと紙の保険証とどっちがスムーズにいくかと言うたら、やっぱり紙の保険証のほうが早いって言うているんです。さっきも説明があったけれども、いろんな他人のやつがひもづけされたりとかで、いろいろと今までトラブルありましたよね。ですから、今回もこのシステム改修の委託料でも、機能強化ということも言うていました。ですから、やっぱりこういった普及策にお金を使うということは、使うべきではないというふうに思うんです。

今まで、マイナポイントとかいろんなことで普及策にお金を使ってきて、それが大体1兆3,000億円ほど普及策に使っているということも言われています。ですから、今後またどんどんこうやった補助金を出していますけれども、システム改修とかいろんなことでお金が発生するというふうに思うんです。ですから、やっぱり忠岡町としても、保険者ですから、紙の保険証はやっぱり欲しいという方には資格確認書じゃなくて、紙の保険証も発行するという事を私は思っているんですが、その点について、担当課長はいかがでしょう、最後にお願いします。

健康福祉部（大谷貴利次長兼保険課長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

大谷次長。

健康福祉部（大谷貴利次長兼保険課長）

なかなか健康保険証の廃止ということにつきましては、これはほんまに国が方針として決めたことですので、我々は国のスケジュールにのっとって粛々と対応進めていくということをまずやっていかなきゃいけないってことになってございます。各皆さん、いろんな個人的な気持ちはお持ちやと思いますが、繰り返しになりますが、我々としましては、粛々と作業を進めていくと、ただそれだけでございます。

委員長（三宅良矢議員）

他にございますでしょうか。

議長（北村 孝議員）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

すみません。ちょっと簡単なあれなんですけど、これ今マイナンバーカードを持っ  
はって、健康保険証をひもづけするということの一つのシステムの改修もあるんですけ  
ど、これ窓口へ来るわけ、ひもづけするのに。今、任意でいろんなひもづけって、窓口  
でいろいろひもづけされていますやん。

健康福祉部（大谷貴利次長兼保険課長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

大谷次長。

健康福祉部（大谷貴利次長兼保険課長）

住民課のところに、そのひもづけするための機械ですね。そういったものも常時設置  
しておりますし、あとご本人でマイナポータルというサイトのほうに、そこに行って手  
続することも可能でございます

議長（北村 孝議員）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

私ちょっと気になったのが、マイナンバーカードも作るときにかなり時間要する。住  
民課の前でえらい待ってはって、長いこと待ってはるんやない印象があるんです。よ  
う出入りするときに。だから、既にマイナンバーカードを持っはる人が窓口に来られ  
たら、一遍にできませんやん。言うていること分かりますか。その辺の対応はできるん  
ですかということです。

健康福祉部（大谷貴利次長兼保険課長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

大谷次長。

健康福祉部（大谷貴利次長兼保険課長）

これ、住民課の範疇の話になってくると思うんですが、私一応もともと3月までいま  
したので。マイナンバーカードの発行はもちろん任意ですので、出来上がれば、こちら  
から取りに来てくださいよということで封書を発送しておりますので、その方が受け取  
りに来られた際に、あくまで、その方が健康保険証として利用したいんやということで  
相談を受けた際には、役場側のほうでお手伝いをするというやり方がまず一つ。あとは

もう先ほど言いましたように、ご本人のほうで、ご自身でスマートフォンを使って、マイナポータルというサイトを使ってひもづけをするという、簡単に言ったら、そのどちらか、そこはもうその方に決めていただくということで、そういうご案内はしております。

先ほど窓口が混雑というふうなお話なんです、あれはマイナポイントのときのお話だったかと思うんです。あのときは確かに物すごく集中して申請される方、受け取りに来られる方というのは一気に来られましたので、その中でひもづけも併せてやっておきたいというふうな方がおられましたので、そういった方々が一遍に来たことによって、相当混雑していたというのが当時の状況でございます。

議長（北村 孝議員）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

そして、作るにも、小さい赤ちゃんでも本人連れてこんとあかんということです。住民課やな、これな。やっぱりこれもあれですよ。本人、小さい赤ちゃんでも保険証といたら、赤ちゃん連れてこなしようがない話ですな。代理でということはできへんの。

健康福祉部（大谷貴利次長兼保険課長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

大谷次長。

健康福祉部（大谷貴利次長兼保険課長）

すみません。ちょっと今受け取りに関しては、かなり柔軟になってきつつあるんですが、原則としましては、どうしても顔写真がついておりますので、その辺、本当に本人かというふうな確認をまずしなければいけないというのが大前提となっております。ただちょっとすみません。乳幼児に関して、今どういう最新の取扱いについては、ちょっとすみせん。私のほうでは今分かりかねますので。

議長（北村 孝議員）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

担当違うのにすみません。担当の中の話をしてします。

この資格確認書、前にも誰か聞きはったかな、マイナンバーカードを持たない、資格確認書を発行する対応をするということですけど、例えば、3か月とか滞納していたと

かいろんな人、そういう方はどうなるんですか。

健康福祉部（大谷貴利次長兼保険課長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

大谷次長。

健康福祉部（大谷貴利次長兼保険課長）

現行の保険証でしたら、滞納されてる方であれば、通常1年間有効のところを3か月間しか有効じゃない短期証というものを交付してございます。これがマイナンバーカードの保険証に変わってしまいますと、ちょっとその短期証という区分がもうなくなってしまいます。逆に言いますと、その短期証というものが今まであったことによって、3か月に1回は、少なくともその方々と接触ができて、納付相談とかそういったことで対応もすることが可能だったんですけども、ちょっとそういう機会が失われてしまうというのが一つ問題になってございます。

ただ、この辺につきましては、大阪府でもまたそういった検討チームを立ち上げて、今後どうしていくかというふうなこともこれから協議するというふうになってございます。

議長（北村 孝議員）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

今、話所々聞き漏れているんですけど、一応、そういった例えば何らかの理由で短期証を発行されている方については、マイナンバーカード持っていない、マイナンバーカードには登録できない。できるけども、指導とかそういう部分については、これまでのような対応はできへんということなんですか。

健康福祉部（大谷貴利次長兼保険課長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

大谷次長。

健康福祉部（大谷貴利次長兼保険課長）

マイナンバーカードの保険証は、有効期間というものがございませんので、3か月とかそういうスパンで区切るということとはできません。

議長（北村 孝議員）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

そういった方の場合、当然こっちで分かってはるわけですね、役所のほうで。

健康福祉部（大谷貴利次長兼保険課長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

大谷次長。

健康福祉部（大谷貴利次長兼保険課長）

現状、その短期証になるような方につきましては、半年以上保険料の収入がないとか、そういった条件設けてございますので、その条件に該当するかどうかというところまでは確認はできます。

議長（北村 孝議員）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

そういった方には、マイナンバーカードじゃなしに、資格確認書をこちらからというところ、マイナンバーカードもこれも任意なんでしょう、そもそもは。ということは、こちらで分かってはるんやったら、その確認書をそういった方に確認書で期限付ということの発行はこれからの話ですか。

健康福祉部（大谷貴利次長兼保険課長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

大谷次長。

健康福祉部（大谷貴利次長兼保険課長）

そういった方がマイナンバーカードを持っておられなければ、資格確認書ですね。こちらの発行という形になりますので。

議長（北村 孝議員）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

いやいや、持っている方。そういう方、持っている方、マイナンバーカードを持っている方については、こっちで分かってはるわけでしょう。

健康福祉部（大谷貴利次長兼保険課長）



委員長。

委員長（三宅良矢議員）

大谷次長。

健康福祉部（大谷貴利次長兼保険課長）

はい。分かります。

議長（北村 孝議員）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

そういう方にあえて、マイナンバーにひもづけさせないというか、できないということ  
とで、もう当初から確認書で保険証を作ってもらおうということは可能なんですか。

健康福祉部（大谷貴利次長兼保険課長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

大谷次長。

健康福祉部（大谷貴利次長兼保険課長）

あくまで資格確認書の発行対象は、現状、マイナンバーカードをお持ちでない、また  
は持っていてひもづけをされていないと、そこでもう振り分けをするだけですので。

議長（北村 孝議員）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

分かりました。結構です。すみません、委員長。

委員長（三宅良矢議員）

他にございますでしょうか。

（な し）

委員長（三宅良矢議員）

ないようですので、質疑を終結いたします。

続いて、討論を行います。討論ございますか。

委員（二家本英生議員）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

二家本委員。

委員（二家本英生議員）

議案第３５号 令和６年度忠岡町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第１号）について、反対の立場で意見を述べます。

この議案は、マイナンバーカードを所持しない方や、所持はしているが、健康保険証としてひもづけしていない方などに対し、健康保険証の代わりとして資格確認書を出力するための対応として、システム改修が行われる委託料の補正予算となります。

国は、今年１２月２日に現行の健康保険証を廃止し、マイナンバーカードと一体化したマイナ保険証へと移行されます。マイナ保険証を取得するためにはマイナンバーカードが必要です。しかし、マイナンバーカードの取得は義務ではありません。そこに保険証をひもづけし、現行の健康保険証を廃止することは、保険証を人質にマイナンバーカードの取得、利用を強要することになり、許されません。

マイナンバー制度は、プライバシー侵害のリスクが避けられないものです。だから、法改定前では、社会保障、税、災害対策の３分野に限定して使用し、利用する事務、情報連携も法律で規定し、マイナンバーを含む個人情報の収集・保管は、本人同意があっても禁止としていました。しかし、マイナ保険証になると、毎回それを提示する必要があり、通院回数の多い人は常に携帯することになり、紛失のリスクが高くなります。そのようなリスクもあるので、マイナンバーカードを作らない人も一定数いる中、現行の紙の保険証を廃止し、マイナ保険証を持たない人へ資格確認書を発行しますが、資格確認書は従来の健康保険証と同じ役割を果たすものになります。それなら、現行の保険証でも十分ではないでしょうか。新たに資格確認書を発行する意味が全くありません。

システム改修をしない場合、資格確認書の発行ができる１０割負担となり、住民への負担が増大する可能性はありますが、そもそもの制度に問題があります。現行の保険証をそのまま活用すればよいものであり、システム改修は必要ないものであります。よってこの補正予算には反対します。

以上です。

委員長（三宅良矢議員）

続きまして、賛成討論ございますか。

（な し）

委員長（三宅良矢議員）

他にございますか。

（な し）

委員長（三宅良矢議員）

これで討論を終結いたします。

続きまして、起立により採決を行います。

議案第３５号 令和６年度忠岡町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第１号）

について、原案のとおり可決することに賛成の委員の起立を求めます。

(起立多数)

委員長（三宅良矢議員）

起立多数でございます。

よって、議案第35号は、原案のとおり可決されました。

委員長（三宅良矢議員）

以上で、本委員会に付託を受けました議案4件について全て議了いたしました。

本日の審議経過並びに結果につきましては、次の本会議において、委員会委員長報告を行わせていただきます。

委員の皆様方、ご協力よろしくお願いいたします。

委員長（三宅良矢議員）

その他、理事側で何かございますでしょうか。

福祉課（武藤優子課長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

武藤課長。

福祉課（武藤優子課長）

恐れ入ります。答弁の修正を1点お願いしたいと思います。

議案第32号 手数料条例の一部改正についてのご説明の際に、河野議員からご質問いただきました居宅介護予防支援営業所の指定の更新期間につきまして、5年とお答えさせていただきましたが、申し訳ありません。正しくは6年でございます。訂正方よろしくお願いいたします。

委員長（三宅良矢議員）

他にございますか。

(なし)

委員長（三宅良矢議員）

ないようですので、福祉文教常任委員会を閉じさせていただきます。

閉会に当たり、町長よりご挨拶をお願いします。

町長（杉原健士町長）

委員長。

委員長（三宅良矢議員）

杉原町長。

町長（杉原健士町長）

慎重に長時間ご審議いただきまして、誠にありがとうございます。本会議でもご賛同  
よろしくお願いしたいと思います。

さて、保育士の問題等々ありますが、もう点でものを言うていると世の中真っすぐ進  
みませんので、忠岡町全体を考えながら、財政的なこともいろいろ考えて、お金の見え  
るところではしっかりと使うということも考えながら、直接我々も出て行って、現場と  
もお話しながら、よりいいものをできるようにしていきたいと思っております。

それと国民健康保険のほうですけれども、世の中もう時代の流れでございます。もう  
デジタル化ということもありますので、国の方針どおりに忠岡町もマイナンバーカード  
のほう、こういうふうな形で進めてまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願い  
したいと思います。

本日は誠にありがとうございました。

委員長（三宅良矢議員）

ありがとうございました。

以上で閉じます。

委員の皆様、理事側の皆さん、お疲れさまでした。

（「午前 11 時 52 分」閉会）

以上、会議の顛末を記載し、これに相違ないことを証するため、ここに署名いたします。

令和6年6月18日

福祉文教常任委員会委員長      三   宅   良   矢

福祉文教常任委員会委員      河   瀬   成   利